

不燃・大型ごみ を出す日

- ◇資源ごみ 7日(第1火曜日)
- ◇小型プラスチックごみ 14日(第2火曜日)
- ◇燃えないごみ 21日(第3火曜日)
- ◇燃える大型ごみ 28日(第4火曜日)

☆ごみの分別で分からないことがある場合は、環境衛生課までお問い合わせください。

御坊広域清掃センター 「直接持込」

- ◇平日 8:30~16:20
・当日「許可証」発行
・許可証発行受付は16時まで
- ◇休日【2月26日(日)】 8:30~11:30
・1週間前から「許可証」発行
※許可証は市役所で発行します。

家電リサイクルについて

～不法投棄は絶対にしないでください～
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(室外機を含む)は、家電リサイクル法により、市では収集できません。
小売業者(家電販売業者)に引き取ってもらうか、指定取引場所まで持ち込みをしてください。
※有料です。

環境衛生課

☎0738-23-5506

高齢者の方に対する 税法上の障害者控除について

精神または身体に障がいのある65歳以上の方で、市が定める基準に該当する方は、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)をお持ちでなくても、税法上の「障害者控除」を受けることができます。

ただし、市が発行する認定書が必要ですので、介護福祉課まで申請手続にお越しください。
なお、基準を満たさない場合は、認定書を発行できないことがあります。

対 次のいずれかに該当する
市内在住の65歳以上の方
・障害者手帳に準ずる障がいをお持ちの方
・食事、排泄などの日常生活に何らかの介護が必要な方
※「特別障害者」に該当する障害者手帳(身体障害者手帳1

級及び2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)をお持ちの方は、申請不要です。

※手帳をお持ちでない方、または、「特別障害者」に該当しない障害者手帳をお持ちの方でも、市の認定書により「特別障害者」の控除を受けられる場合があります。
障害者所得控除額(控除区分別)
次の金額が控除されます。

- ・障害者
所得税:27万円
市・県民税:26万円
- ・特別障害者
所得税:40万円
市・県民税:30万円
- ※同居加算35万円あり
市・県民税:30万円
- ※同居加算23万円あり
申請に必要なもの
- ①介護保険被保険者証
- ②申請者の印鑑
- ③申請者の本人確認書類
- ※認定書は約1週間後に送付します。

※「障害者控除」を受けるには、毎年申請が必要です。
問 介護福祉課高齢福祉係
☎0738-23-58851

公的年金所得者の 確定申告・市申告受付

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要です。
ただし、住民税については、申告が必要な場合がありますので、左記により申告にお越しの際は、**市・県民税の申告書も持参**してください。
時 2月9日(木)、10日(金)
9時30分~15時30分
問対場 市役所3階会議室
年金受給者の方
税務課市民税係
☎0738-23-5504

御坊税務署からのお知らせ

～所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は3月15日(水)まで～

◎御坊税務署での申告書作成会場の開設期間・相談受付時間

- ◇開設期間 2月16日(木)~3月15日(水)
- ◇相談受付時間 9:00~16:00
(混雑状況により、早めに受付終了する場合あり)

※2月15日(水)以前は、作成会場を開設していません。

◎確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での作成が便利です！

国税庁 

◎税理士による無料申告相談会

- ◇日時 2月16日(木) 9:30~11:30、13:00~15:00
- ◇場所 市役所3階会議室
- ◇対象 小規模な事業所得者の方
- ※贈与税に関するアドバイスは行っていません。
- ◇ご持参いただくもの



① 平成28年分の確定申告関係諸用紙	⑥ 前年(平成27年)分の確定申告書の控え
② 所得の計算に必要な書類	⑦ 計算機、筆記用具、印鑑
③ 生命(損害・地震)保険料などの控除証明書	⑧ その他確定申告書の作成に必要な書類
④ 国民年金保険料などの社会保険料納付証明書	⑨ マイナンバーに係る本人確認書類
⑤ 給与(年金)などの源泉徴収票	

◇問い合わせ 御坊税務署 ☎0738-22-0695